

2019年10月改訂

# 第一号通所介護事業重要事項説明書

社会福祉法人 安心会  
所沢市立ところ荘老人デイサービスセンター



# 第一号通所事業重要事項説明書

<2019年10月1日現在 >

## 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

- ・ 所沢市立ところ荘老人デイサービスセンター  
電話 04-2903-5311 担当 生活相談員 村上 拓也・平野 暢胤  
(月曜日～土曜日 8時30分～17時00分)
  - ・ 所沢市役所介護保険課  
電話 04-2998-9420 (平日 9時～17時)
  - ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会苦情相談窓口専用  
電話 048-824-2568 (平日 9時～17時)
- \* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 所沢市立ところ荘老人デイサービスセンターの概要

### (1) 提供できるサービスの種類

- ・ 通所介護サービス・第一号通所事業

### (2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	所沢市立ところ荘老人デイサービスセンター
所在地	〒359-1143 埼玉県所沢市宮本町 1-2-35
介護保険指定番号	1172503094
サービスを提供する地域	所沢市・入間市・狭山市

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (3) 同センターの職員体制

	人数	業務内容
管理者	1名	サービス管理全般
生活相談員	2名以上	生活上の相談等
機能訓練指導員	1名以上 (看護職員兼任)	機能維持訓練等
看護職員	1名以上 (機能訓練指導員兼任)	医療、健康管理業務等
介護職員	6名以上	日常介護業務等
事務職員	1名以上	一般事務・料金請求等

※介護保険法の規程を遵守しています。

(4) 同センターの設備の概要

定員	45名	相談室	1室
食堂・機能訓練室	1室	送迎車	6台
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		

(5) サービス提供時間

月～土	8時30分～17時00分
祭日	8時30分～17時00分

日曜日は定休日となります。年末年始休み（12/29～1/3）

連絡先 04-2903-5311

3 サービス内容

送迎、食事の提供、入浴介助の他に運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上・アクティビティ等の介護予防に必要なサービスを行います。

4 事業目的

要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは介護サービスを提供することを目的とします。

5 運営方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法や関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 6 料金

(1) 利用料金（自己負担割合はお手元の介護負担割合証をご参照下さい。）

### ① 基本料金

要支援度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1（月4日まで）	1日：391円	1日：781円	1日：1,171円
要支援1（月5日以上）	月：1,700円	月：3,400円	月：5,099円
要支援2（月8日まで）	1日：402円	1日：803円	1日：1,205円
要支援2（月9日以上）	月：3,485円	月：6,970円	月：10,454円

### ②加算・減算（1月当たり）

サービス内容略称	1割負担	2割負担	3割負担
通所型サービス若年性認知症受入加算 ※1	247円	493円	740円
通所型サービス同一建物減算1※1	-387円	-773円	-1,159円
通所型サービス同一建物減算2※1	-773円	-1,545円	-2,317円
通所型サービス運動器機能向上加算※1	231円	462円	693円
通所型サービス口腔機能向上加算※1※2	154円	308円	462円
通所型複数サービス実施加算※1※2	493円	986円	1,479円
通所型サービス提供体制加算Ⅱ1	25円	50円	74円
通所型サービス提供体制加算Ⅱ2	50円	99円	148円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本料金、加算、減算を合わせた総単位数に5.9%を加算		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	基本料金、加算、減算を合わせた総単位数に1.0%を加算		

※1 対象者のみの加算・減算になります。

※2 職員体制等により算定に変更があります。

注：加算・減算略称の算用数字1と2は要支援度を意味します。

③食事代（昼食・夕食）…1食あたり605円。（全額自己負担）

④その他…おむつ代、レクリエーションに係る費用等で自己負担を要する場合があります。

### (2) キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の当日10時30分までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日10時30分までにご連絡いただいた場合	食費相当分 605円

### (3) 支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

## 7 サービス利用契約の終了

### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書等でお申し出ください。

### ② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書等で通知いたします。

### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……………入所日の当日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……………非該当となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……………死亡日の当日

### ④ その他

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・保証人などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書等で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者や保証人などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書等で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

## 8 当施設のサービスの特徴等

別添の資料をご覧ください。

## 9 サービス利用に当たっての留意事項

利用者は次に掲げる事項を厳守して下さい。

- ① 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をお願いします。
- ② 火気の手扱いに注意して下さい。
- ③ けんか、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑となるような行為は行わないで下さい。

- ④ 貴重品及び現金は持参されないようお願いします。万が一紛失されても責任は負いかねます。
- ⑤ その他管理上必要な指示に従って下さい。

#### 10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、保証人、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

#### 11 非常災害時対策

- ①事業所の災害対策に関する担当者（防火管理者）を配置し、非常災害に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：渡邊 一夫

- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

#### 12 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保証人や担当の介護支援専門員及び市区町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 13 第三者評価の実施状況（ 有 ・ 無 ）

（実施年月日） \_\_\_\_\_

（評価機関） \_\_\_\_\_

（評価結果） \_\_\_\_\_

20 年 月 日

第一号通所事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 〒359-1143 埼玉県所沢市宮本町 1-2-35

名 称 所沢市立ところ荘老人デイサービスセンター 印

説明者 生活相談員 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所  
氏名 印

(保証人) 住所  
氏名 印